

諏訪市

高齢者が 「口から食べ続ける」ための 在宅支援と相談先



監修

多職種協働セミナー・ワーキンググループ

目次

はじめに

かかりつけ医	1
歯科医	2
歯科衛生士	3
在宅訪問管理栄養士	4
通所サービス施設の管理栄養士	5
言語聴覚士	6
理学療法士・作業療法士	7
薬剤師	8
訪問看護師	9
訪問介護員	10
地域包括支援センター	11
諏訪市地域医療・介護連携推進センター(ライフドアすわ)	12

※各事業所の連絡先は諏訪市地域医療要覧を
参照して下さい。(諏訪市医師会発行)



はじめに



高齢者が『口から食べ続ける』ための 在宅支援と相談先について



高齢者が最後まで自分の口で食べ物を噛み、味わって食べること、そして自分らしく生活することの実現には医療・介護の関連機関の多職種の方々による連携した取り組みが欠かせません。

2019年に行われた多職種協働セミナーでは、高齢者が最後まで『口から食べ続けること』をテーマに、さまざまな事例検討を通して多くの課題を挙げ、それらの改善策について話し合い検討しました。フレイルの状態から要介護の方まで、支援を要するさまざまな状況に対して、口腔ケアや摂食嚥下リハビリ、栄養指導などへの関わりがより大切になってきます。また、病院と施設、在宅の間では、普通食・刻み食などの食形態、また食事の介助方法など個々人に合った情報をできるだけ円滑に伝えることができるためにも多職種の連携や協力は最も重要です。多職種連携のためのワーキンググループでは『口から食べ続ける』ための在宅支援の在り方と、それぞれの目的に応じた相談先を分かりやすく紹介すると共に、諏訪市で行われている日常のサービスや取り組みを具体的に周知することに致しました。

同じ職域であっても施設によっては運営の理念や特徴、サービス内容には違いがあるかもしれませんが、諏訪地域の食支援のための情報交換や知識の共有に繋がれば幸いです。

令和1年度多職種協働セミナー・ワーキンググループ担当医師
諏訪市医師会

小松佳道





かかりつけ医

📄 適用保険 / 費用

医療保険・介護保険

🏥 業務内容(一般的な役割)

日頃から病歴や健康状態を把握し、診療のほか健康管理のアドバイスを行います。また、要介護認定に必要となる「主治医意見書」の作成や、病状にあわせて適切な病院・施設の紹介も行っています。また、訪問診療を行う医師(在宅医)においては、多職種と協働し人生の最後の看取りも行います。

🏠 高齢者が口から食べ続けるための在宅支援の内容

- ・高齢の方が最後まで『口から食べ続ける』ために、『食形態や食事の姿勢』、『嚥下機能』、『口腔の状況』、『栄養の摂取状況』、『認知機能』、『食の介護状況』など、必要な情報を把握し、必要な支援を行うこと。
- ・現在の病態とあらたな疾患の発症の可能性、上記の情報を総合的に鑑みて評価をすること。
- ・在宅医が食介助に直接かかわる場面は限られますが、本人や家族、訪問介護・看護師・薬剤師、リハビリ、訪問歯科医・歯科衛生士、管理栄養士、ケアマネジャーなど、多職種との円滑な連携を必要に応じてとること。

🏠 相談先

かかりつけ医・「もしもしドクター・すわ」参照

🚗 その他(事業所によって異なる事など)

在宅医療を行っていない医院もありますので、個々のかかりつけ医にお問い合わせください。





歯科医

適用保険 / 費用

医療保険・介護保険

業務内容(一般的な役割)

歯科医師 歯科衛生士が、要介護者等などの利用者の居宅に往診し、歯科治療、口腔ケアを提供します。

高齢者が口から食べ続けるための在宅支援の内容

- ・ 歯科治療
咀嚼サイクルの向上のための歯科治療・う蝕治療、歯周病治療、義歯、補綴治療等
- ・ 口腔ケア
寝たきりのためご自分で歯を磨くことができない方への専門的ケア
歯磨き、口腔清掃(粘膜・舌)、義歯洗浄、歯石除去など
口腔リハビリ
お口の周りの筋肉やお口の中のマッサージ、お口の体操など
介護者への日常口腔ケア指導
日常のケアの方法、義歯のお手入れ方法など
適切な歯の清掃用具の紹介
口腔ケア用ブラシ(口腔清掃用具)など
お口のお悩みに関してのご相談

相談先

かかりつけ医・[もしもし歯医者さん・すわ]参照
諏訪市歯科医師会 TEL 0266-58-5550

その他(事業所によって異なる事など)

訪問歯科診療を行っていない医院がありますので、個々のかかりつけ医にお問い合せ下さい。





歯科衛生士

📄 適用保険 / 費用

介護保険 (居宅療養管理指導料)

🏠 業務内容 (一般的な役割)

訪問歯科診療を行った歯科医師の指示及びその歯科医師・衛生士などが共同で策定した訪問指導計画にもとづいて実施される、口腔内や有床義歯の清掃又は摂食嚥下機能に関する実施指導を行います。1 カ月に 4 回までとなります。

🚗 高齢者が口から食べ続けるための在宅支援の内容

- ・従来の口腔機能管理 (虫歯や歯周病の治療) や口腔ケア等 (疾病予防) を、他職種と連携を取りながら行います。
- ・口腔内 (歯や義歯が上手く機能しているか) や嚥下の状況を観察し、食形態や食事の安全な介助の仕方、病院などから指導された食事姿勢を在宅で再現し指導するなど、安全に食べて頂く為の支援、また、困難事例の口腔ケア、間接訓練なども対応可能です。

実際に訪問する時は、歯科医師に相談し、指示を受けます。(実際に訪問する時は歯科医師から指示を受け、以降の支援方法を相談します。)

🏠 相談先

諏訪市歯科医師会 TEL 0266-58-5550

すわ食支援四つ葉の会 TEL 0266-58-8338

初めに電話で相談にのり、その後、状況に応じて関係職種や患者様、あるいはご家族と直接面会し、介入方法を検討します。

🚗 その他 (事業所によって異なる事など)

従来の口腔機能管理や口腔ケア等は、諏訪市歯科医師会またはかかりつけ歯科医へ依頼し、所属の歯科衛生士が実施するか確認します。





在宅訪問管理栄養士

📄 適用保険 / 費用

介護保険

🏠 業務内容(一般的な役割)

- ・主治医の指示栄養量や食事形態について、個別の栄養ケア計画を作成しサポートします。
- ・指示された形態の食事を自宅で作ったり、ご本人の食べたい食事を調整します。

🏠 高齢者が口から食べ続けるための在宅支援の内容

- ・食事摂取量、栄養状態、身体状況を確認します。
- ・ご本人の状態に合わせた食事内容、食事形態、姿勢や介助方法などを提案します。
- ・必要に応じて栄養補助食品、介護用食品、介護食器などを紹介します。
- ・必要に応じて調理指導を行います。
- ・その他、日頃の食事や栄養に関するお困りごとの解決に取り組みます。

🏠 相談先

- ・居宅介護支援事業所(担当の介護支援専門員)
- ・医療法人清風会 宮坂医院 TEL 0266-52-1711

🏠 その他(事業所によって異なる事など)

〈対象となる方〉

介護保険の認定を受けている方で通院が困難な方、かつ下記の条件の何れかを満たしている方

- ・低栄養状態と判断された方(体重減少・脱水・褥瘡・がん など)
- ・噛む、飲み込むことが難しい方
- ・経腸栄養や中心静脈栄養の管理が必要な方
- ・医師が必要と認めた特別な食事管理が必要な方





通所サービス施設の管理栄養士

📄 適用保険 / 費用

介護保険

🏢 業務内容(一般的な役割)

- ・利用者ごと、栄養アセスメントを実施し、利用者、ご家族に対してその結果を説明し、必要に応じて対応します。(栄養アセスメント加算)
- ・低栄養状態にあり、改善が必要な利用者に対して、食事に関する支援を行います。必要に応じて、居宅に訪問して指導も行います。(栄養改善加算)

🏠 高齢者が口から食べ続けるための在宅支援の内容

- ・通所サービスを利用している利用者に対して、栄養アセスメントを行い、栄養状態の評価を行います。
- ・食事摂取量、食形態、姿勢、介助方法など、多職種で連携しながら検討します。
- ・低栄養が認められる利用者に対しては、必要に応じて、居宅に訪問して指導を行います。
- ・食事に関する相談に対応します。

🏢 相談先

- ・利用している通所サービスの管理栄養士

🚗 その他(事業所によって異なる事など)

- ・管理栄養士がいる介護施設の通所サービスは、特別養護老人ホームすばらしき仲間たち・介護老人保健施設掬水・介護老人保健施設かりんの里・かりんの里複合施設・老人保健施設みづうみです。
- ・そのほかの通所サービスについては、ケアマネジャーを通じて確認してください。





言語聴覚士

適用保険 / 費用

医療保険・介護保険

業務内容(一般的な役割)

急性期から在宅までの嚥下障害の評価とリハビリテーション

高齢者が口から食べ続けるための在宅支援の内容

- ①急性期：諏訪赤十字病院
嚥下造影検査・嚥下内視鏡検査による精査
食事形態や姿勢調整の指導
嚥下機能向上維持のためのリハビリテーションの実施や指導
摂食嚥下チーム（医師・看護師・栄養士・薬剤師など）による多職種カンファレンスを実施し支援を検討
情報提供書を作成し評価結果や指導内容を退院先に連絡
- ②在宅
 - ・「嚥下外来」「嚥下相談窓口」（諏訪赤十字病院）
 - ・施設でのリハビリテーション（かりんの里、掬水、みづうみ）
 - ・訪問リハビリテーション（みづうみ）生活に寄り添った嚥下評価や食事指導、リハビリテーション指導を実施。
情報提供書をもとにした指導や、嚥下機能の変化に応じて病院や施設と連携し支援。

相談先

- ・利用先の言語聴覚士
- ・「嚥下外来」「嚥下相談窓口」（諏訪赤十字病院）
内 容：在宅での食事や嚥下に関わる相談や評価・指導
相談方法：「嚥下外来」かかりつけ医療機関からの紹介が必要
「嚥下相談窓口」諏訪赤十字病院の受診の有無に関わらず相談可能
医療職・介護職が指定の“嚥下外来相談用紙”にてFAX
指定用紙はインターネット上で「諏訪赤十字病院・嚥下」と検索
FAX 先：0266-57-6329（諏訪赤十字病院医療連携課）

その他（事業所によって異なる事など）

言語聴覚士が所属する施設
介護老人保健施設かりんの里、介護老人保健施設掬水、諏訪赤十字病院、老人保健施設みづうみ





理学療法士・作業療法士

📄 適用保険 / 費用

介護保険(一部自費可)

🏢 業務内容(一般的な役割)

《通所リハビリテーション(デイケア)》食事に関するリハビリテーションを行います。主に、①身体の調整・手の使い方②介助方法③口腔機能等の評価や練習を提供します。

《訪問リハビリテーション》可能な範囲で、①～③の練習や必要な支援への調整や援助をします。

🏠 高齢者が口から食べ続けるための在宅支援の内容

- ①食事を摂るための姿勢や、身体の安定性の確認・練習(体作り)
- ②自分で食事をするための手の動きの練習
- ③口腔・嚥下機能の評価・練習(必要に応じて、嚥下外来との連携を取る)

🏢 相談先

居宅介護支援事業所・通所リハビリテーション・訪問リハビリテーションの事業所

🚗 その他(事業所によって異なる事など)

リハビリスタッフ(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)の在籍状況により、提供できるサービスが異なる可能性があります。また、リハビリスタッフが在籍しているデイサービス事業所でも対応できる場合があります。





薬剤師

📖 適用保険 / 費用

医療保険・介護保険・自費

🏠 業務内容(一般的な役割)

在宅等の高齢者の食の自立支援、お薬の嚥下困難の改善支援を行います。

🏠 高齢者が口から食べ続けるための在宅支援の内容

【薬局等にて】

○口腔ケア用品の販売と使用のアドバイス (ドライマウス用品、嚥下ゼリー、とろみ剤の選択アドバイス)

○嚥下困難者用食品等の提供、アドバイス(糖尿病用食品なども)

【在宅等にて】

○「摂食嚥下障害 質問シート」を使った嚥下機能評価

○薬学的観点に基づき、嚥下しやすくするための薬剤の加工ならびに服用方法(簡易懸濁法等)の提案

🏠 相談先

○薬局 ○諏訪薬剤師会 TEL 0266-78-8930(9:30~13:30 木・土・日休み)

🏠 その他(事業所によって異なる事など)

薬局によって在宅サービスを行っていないところもあります。また口腔ケア用品の品ぞろえも違いますので、お問い合わせください。





訪問看護師

📄 適用保険 / 費用

医療保険・介護保険

🏠 業務内容(一般的な役割)

看護師が自宅に訪問して、病気や障がいに応じた看護を行います。健康状態の悪化防止や回復に向けてお手伝いします。また、主治医の指示を受け、病院と同じような医療処置も行います。自宅で最期を迎えたいという希望に沿った看護も行います。

🛏 高齢者が口から食べ続けるための在宅支援の内容

○身体的な看護

- ・口腔ケア(清潔、歯の状態など)
- ・食事の評価と工夫(意欲、噛む動作、嚥下状態、食事形態、体位等)
- ・食べるためのリハビリ
- ・病気によって現れる食事に関する症状への対応(便通の調整、痰の吸引等)

○環境整備

- ・ご家族、介護者へのご指導、相談受付
- ・主治医、歯科医師、管理栄養士、ケアマネジャー、介護職等との連携

🏢 相談先

主治医・ケアマネジャー・訪問看護事業所

🚗 その他(事業所によって異なる事など)

訪問看護事業所には、リハビリスタッフが所属していないところもあります。





訪問介護員

📄 適用保険 / 費用

介護保険

🏠 業務内容（一般的な役割）

訪問介護員（ホームヘルパー）などが、要介護者等などの利用者の居宅を訪問して入浴・排せつ・食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事を提供します。

🚗 高齢者が口から食べ続けるための在宅支援の内容

○身体介護

自立生活支援の為の見守りの援助を、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行います。

特段の専門的配慮が必要な調理を行います。（嚥下困難者の為の流動食・糖尿病食など）

○食事介助

体位変換・移乗介助・排せつ介助

服薬介助（直接介助ではなく、本人が適切に服用できるように手伝います。）

○生活支援

一般的な調理・配下膳・買い物

○特定行為※

痰の吸引・経管栄養注入

🏢 相談先

訪問介護事業所・居宅介護支援事業所

🚗 その他（事業所によって異なる事など）

○サービス A（介護予防・日常生活支援総合事業サービス）を実施していない事業所もあります。

○痰の吸引は実施していない事業所もあります。

※特定行為は、研修を受け、登録したヘルパーが契約により次の行為ができます。

痰の吸引…口腔内と気管カニューレ内。経管栄養の栄養注入。

○治療に要する特別な調理をしていない事業所もあります。





地域包括支援センター

📄 適用保険 / 費用

300 円程度 (1 食) ・ 自費

🏠 業務内容 (一般的な役割)

在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができるように、高齢者の「食の自立 (食生活の改善と健康増進)」の観点から、配食及び見守りサービスを行っています。

🚗 高齢者が口から食べ続けるための在宅支援の内容

【事業名：食の自立支援】

【対象者】

65 歳以上の市内在住者で次の①～③のすべてに該当する人

①ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯など

②市町村民税所得割非課税世帯

③自立支援の観点から、このサービスを利用することが適切であると判断される人

【配食日】

週 1 日から

【利用者負担】

1 食 300 円程度 (昼食または夕食の弁当を市が 400 円補助)

*事業の対象にならない方も、自費で高齢者向け配食サービスの利用は可能です。

🏠 相談先

諏訪市高齢者福祉課 (地域包括支援センター)

TEL 0266-52-4141 (内線 298、291)

🚗 その他 (事業所によって異なる事など)

一般介護予防事業の介護予防教室の中で、フレイル予防につながる栄養講座や口腔講座を実施しています。

市の HP や公式チャンネル (YouTube) にても情報を発信中です。





諏訪市地域医療・介護連携推進センター (ライフドアすわ)

業務内容(一般的な役割)

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域全体で支え合う事を目指し、平成 29 年に諏訪市の委託事業として、諏訪市医師会・諏訪赤十字病院・諏訪市社会福祉協議会が協力してセンターを諏訪市医師会館に設置し、代表して諏訪市医師会が受託しました。

事業内容は、「在宅医療・介護連携推進事業」「生活支援体制整備事業」「認知症総合支援事業」「地域ケア会議推進事業」です。諏訪市地域包括支援センターと協働しながら、この4つの事業を柱に、諏訪市全体として医療と介護の連携を模索し、多職種連携を図ります。

そして、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制を構築していきます。そのために、地域の様々な方々と連携して事業を展開していきます。

2019年 多職種協働セミナー



グループワーク



グループ発表



発行

発行日：2021年3月

諏訪市地域医療・介護連携推進センター(ライフドアすわ)

電話番号：0266-78-0477

e-mail：info@lifedoor-suwa.jp <http://www.lifedoor-suwa.jp/>

